株主各位

群馬県桐生市相生町二丁目678番地

小倉クラッチ株式会社

代表取締役社長 小 倉 康 宏

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成24年6月28日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 群馬県桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館6階『ケービックホール』 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第83期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
- 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の 件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1 名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.oguraclutch.co.jp)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州財政問題による景気減速、中国の金融引き締めによる成長鈍化、回復基調にある米国の景気も減速感が見られるなど、先行き不透明な状況が続いています。東日本大震災による大きな痛手を受けた国内景気は、サプライチェーンの復旧とともに持ち直しの傾向にありましたが、タイ洪水被害や歴史的な円高の影響等から厳しい状態となりました。

このような状況のもとで、当社グループは経営計画達成のためグローバル市場で積極的な販売活動を行ってまいりました。

結果として、当連結会計年度における売上高は38,196百万円と前連結会計年度と比べ600百万円の減少(前連結会計年度比1.6%減)となりました。新興国市場における価格競争による収益性の悪化等もあり、営業利益は693百万円と前連結会計年度と比べ254百万円の減少(前連結会計年度比26.9%減)となりました。経常利益については、為替差損の減少等により、469百万円と前連結会計年度と比べ168百万円の減少(前連結会計年度比26.4%減)となり、当期純利益は退職年金制度移行に伴う退職給付制度改定損の発生等から259百万円と前連結会計年度と比べ539百万円の減少(前連結会計年度比67.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額1,153百万円の投資を実施いたしました。その主なものは、当社グループにおける機械設備の更新、合理化および省人化を目的とした機械設備の取得、ならびに各種製品用金型の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入により行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区	分	第 80 期 平成21年3月期	第 81 期 平成22年3月期	第 82 期 平成23年3月期	第83期(当期) 平成24年3月期
売 上	高(百万円)	41,749	31, 043	38, 797	38, 196
経常利益又/ 経常損失(/	^は △)(百万円)	△1,846	△995	637	469
当期純利益2 当期純損失(スは △) (百万円)	△2, 803	△1, 291	799	259
1株当たり当期 1株当たり当期	純利益又は(円) 純損失(△)(円)	△186.81	△86. 13	53. 29	17. 32
総資	産(百万円)	36, 474	37, 193	37, 847	37, 116
純 資	産(百万円)	13, 426	12, 574	12, 682	12, 275
1株当たり純	資産額 (円)	879.65	827.74	834. 44	806. 69

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
オグラ・コーポレーション	千米ドル 18, 252	% 直接 70.29 間接 28.93	輸送機器用クラッチの製造・販売
オ グ ラ S . A . S .	千ユーロ 6,860	% 直接 88.89 間接 11.02	輸送機器用クラッチの製造・販売
オグラ・インダストリアル・コーポレーション	千米ドル 1,000	が 直接 80.00 間接 一	輸送機器用・マイクロ・一般産業用 クラッチの販売
オグラクラッチ・ド・ ブラジル・リミターダ	手レアル 16,350	% 直接 51.00 間接 48.62	輸送機器用クラッチの製造・販売
オグラクラッチ・マレーシア S D N . B H D .	チリンギット 9,000	% 直接100.00 間接 —	輸送機器用クラッチの製造・販売
小倉離合機(東莞)有限公司	千米ドル 5,200	% 直接100.00 間接 —	輸送機器用クラッチの製造・販売
小倉離合機(無錫)有限公司	千米ドル 4,050	% 直接100.00 間接 一	一般産業用クラッチの製造・販売
オグラクラッチ・タイランド C O . , L T D .	百万タイバーツ 300	% 直接 51.00 間接 49.00	輸送機器用クラッチの製造・販売
東京精工株式会社	百万円 40	% 直接100.00 間接 一	冷間鍛造加工品の製造・販売
小倉テクノ株式会社	百万円 91	が 直接 66.64 間接 一	輸送機器用クラッチの製造・販売
東洋クラッチ株式会社	百万円	% 直接100.00 間接 —	自動車部品・一般産業機械部品の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、円相場は依然として過去最高水準を維持して長期化の様相を示しており、加えて原油価格の高騰などグローバルにビジネスを展開する自動車関連の日本企業にとっては非常に厳しい環境が続いております。更に、国内に関しても長期的には人口減少や少子高齢化により内需の拡大は厳しいと考えられます。

従って、当社グループとしては為替予約による財務的なリスクヘッジと併せて、ビジネスモデルの抜本的な改革が不可欠となっております。その改革の一つが、海外拠点の強化による既存製品群の現地化に代表される生産・調達網の最適化です。

また、低価格を競争力の源泉とする新興国メーカーとの差別化を図り、これに打ち勝つためには、日本企業の強みである「品質」により一層の磨きをかけることが必要です。安定した品質は一朝一夕には作り出せません。培った技術力を総動員し、歴史あるメーカーらしく愚直にものづくりのスキルを高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜ります ようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社14社および関連会社1社で構成され、自動車用部品および産業用部品の製造販売を主な事業内容としております。各々の製造販売する業界を基礎として事業を明確に区分しており、カーエアコン用クラッチを始めとする自動車用部品業界向けのクラッチ等の製造販売を「輸送機器用事業」で、モーター・変減速機業界、昇降・運搬機械業界およびOA機器業界向けのクラッチ・ブレーキ等の製造販売を「一般産業用事業」で行っております。子会社12社(オグラ・コーポレーション、オグラS.A.S.、オグラ・インダストリアル・コーポレーション、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ、オグラクラッチ・マレーシアSDN.BHD.、小倉離合機(東莞)有限公司、小倉離合機(無錫)有限公司、ティーム・エー・システム・コメルシオ・オート・モーティボ・リミターダ、オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD.、東京精工株式会社、小倉テクノ株式会社、東洋クラッチ株式会社)および関連会社の信濃機工株式会社はいずれも「輸送機器用事業」および「一般産業用事業」関連の外注加工または製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場(平成24年3月31日現在)

当 社 本 社 群馬県桐生市相生町二丁目678番地

国内営業拠点 東京営業所(東京都港区)、大阪営業所(大阪府

東大阪市)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、 北陸営業所(石川県金沢市)、広島営業所(広島 県広島市)、九州営業所(福岡県福岡市)、東洋

クラッチ株式会社 (東京都品川区)

海外営業拠点 オグラ・インダストリアル・コーポレーション (ア

メリカ)

国内生産拠点第一工場(群馬県桐生市)、第二工場(群馬県桐

生市)、第三工場(群馬県桐生市)、赤堀工場(群 馬県伊勢崎市)、香林工場(群馬県伊勢崎市)、 東京精工株式会社(群馬県伊勢崎市)、小倉テク

ノ株式会社(茨城県北茨城市)

海外生産拠点 オグラ・コーポレーション (アメリカ)、オグラ

S. A. S. (フランス)、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ(ブラジル)、オグラクラッチ・マレーシアSDN. BHD. (マレーシア)、小倉離合機

(東莞)有限公司(中国)、小倉離合機(無錫) 有限公司(中国)、オグラクラッチ・タイランド

CO., LTD. (タイ)

(7) 使用人の状況(平成24年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減		
輸送機器用事業	1,345名	68名増		
一般産業用事業	451名	6名増		
その他	5名	増減なし		
全社 (共通)	78名	1名減		
合計	1,879名	73名増		

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。なお、当連結会計年度における臨時雇用者の平均使 用人数は、使用人数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		877名	, 1	40名減			40. 4歳	Ž]	17. 1	年	

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減		
輸送機器用事業	447名	26名減		
一般産業用事業	351名	13名減		
その他	5名	増減なし		
全社 (共通)	74名	1名減		
合計	877名	40名減		

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。なお、当期における臨時雇用者の平均使用人数は、 使用人数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成24年3月31日現在)

借	î		7	(5	ŧ	借	入	額
株	式	会	社	東	和	銀	行			3,470百万円
株	式	会	社	群	馬	銀	行			3,237百万円
株	式 结	会 社	三	井	住 友	銀	行			1,311百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成24年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,533,232株

(3) 株主数 1,628名

(4) 大株主(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
第一共栄ビル株式会	社		2, 196=	千株			14. 6	4%
小倉クラッチ取引先持株	会		884=	千株			5. 89	9%
小 倉 康	宏		813=	千株			5. 42	2%
株式会社東和銀	行		742=	千株			4. 9	5%
株式会社群馬銀	行		739=	千株			4. 9	3%
有限会社アイ・オ	1		682=	千株			4. 5	4%
株式会社みずほ銀	行		586=	千株			3. 90	0%
高 橋 正	義		430=	千株			2. 80	6%
小倉クラッチ従業員持株	会		323=	千株			2. 1	5%
富国生命保険相互会	社		235=	千株			1. 50	6%

- (注) 1. 当社は、自己株式540,096株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 当社は株式会社みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式 (持株数121,980.72株・出資比率0.0%)を所有しております。なお、株式会社みずほフィナンシャルグループへの出資状況につきましては、同行発行の議決権のない優先株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(平成24年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小倉	康宏	第一共栄ビル株式会社 代表取締役社長 オグラ・コーポレーション 代表取締役会長 オグラ・オブ・アメリカ・インコーポレーション 代表取締役社長 オグラS.A.S. 代表取締役会長 小倉離合機(東莞)有限公司 代表取締役会長 小倉離合機(無錫)有限公司 代表取締役会長 小倉離合機(無錫)有限公司 代表取締役会長 オグラ・インダストリアル・コーポレーション 代表取締役会長 小倉テクノ株式会社 代表取締役社長 東洋クラッチ株式会社 代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	井 上	春夫	小倉テクノ株式会社 取締役 オグラクラッチ・マレーシアSDN、BHD. 取締役 小倉離合機 (東莞) 有限公司 取締役 東洋クラッチ株式会社 取締役 東洋クラッチ・タイランドCO.,LTD. 取締役 オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD. 取締役 オグラカラッチ・アメリカ・インコーポレーション 取締役 オグラ・コーポレーション 取締役
取 締 役常務執行役員	河 内	正美	経営管理本部担当 オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD. 取締役 オグラ・コーポレーション 取締役 第一共栄ビル株式会社 取締役 東京精工株式会社 代表取締役社長 オグラ・オブ・アメリカ・インコーポレーション 取締役
取 締 役 執 行 役 員	杉田	和彦	一般クラッチ生産本部長兼第一工場長 小倉離合機 (無錫) 有限公司 取締役
取 締 役 執 行 役 員	加藤	基	輸送機器技術本部長
取 締 役執 行 役 員	中 馬	康 則	輸送機器生産本部長兼赤堀工場長
取 締 役執 行 役 員	松村	正夫	小倉テクノ株式会社 取締役 東洋クラッチ株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役執 行 役 員	新井	俊彦	オグラクラッチ・マレーシアSDN. BHD. 取締役社長 オグラクラッチ・タイランドCO., LTD. 取締役社長
常勤監査役	金 子	太一	
監 査 役	岩崎	栄 岏	税理士
監 査 役	隈 元	慶 幸	弁護士

- (注) 1. 監査役岩崎栄岏氏は税理士として会計の専門知識と経験を有しており、また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 2. 監査役限元慶幸氏は弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査役岩崎栄岏および監査役隈元慶幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 4. 当社は監査役岩崎栄岏氏および隈元慶幸氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

	氏	名		退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職 の状況
佐々	木	康	隆	平成23年6月29日	任期満了	当社取締役執行役員営業本部長
新	井	重	治	平成23年6月29日	任期満了	当社取締役執行役員一般クラッチ技術 本部長 小倉離合機 (無錫) 有限公司 取締役
佐	塚	直	美	平成23年6月29日	任期満了	当社常勤監査役

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	2	給	額
取			締			役				10名			135	百万円
監(う	ち	社	查外	監	查	役 役)				4名 (2)			20 (8	百万円
合						計				14名			155	百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名、監査役は3名 (うち社外監査役は2名) であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成23年6月29日 開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれているためであります。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第77回定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第77回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

- 5. 支給額には、役員の退職慰労金の支給に充てるため、当社規程に基づく当事業年度に 引当てた25百万円が含まれております。なお、その内訳は、取締役23百万円、監査役2百万円(うち社外監査役0百万円)であります。
- 6. 上記のほか、平成23年6月29日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。なお、下記金額には過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額も含んでおります。

退任取締役 3名 16百万円 退任監査役 1名 5百万円

(4) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会(16回開催)	監査役会(14回開催)			
	出席回数	出席率	出席回数	出席率		
監 査 役岩崎栄岏	14回	87. 5%	14回	100.0%		
監 査 役 隈 元 慶幸	13回	81. 3%	14回	100.0%		

監査役岩崎栄岏氏は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会へ上記のとおり出席し、独立役員としてまた主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および監査役会の議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役限元慶幸氏は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会へ上記のとおり出席し、独立役員としてまた主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および監査役会の議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			30百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他の財産上の利益の合計額			30百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針 当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、 原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場 合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任 に関する議題を株主総会に上程する方針です。
- (5) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、代表取締役、および役付執行役員等による執行役員会・経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務運営に関しては、当社の事業の安定と発展を確実にすべく、社内規程に基づき任命された取締役および執行役員による経営計画委員会が指示し、各部門の管理者により構成される経営計画立案実行部会に諮問して中期経営計画を策定させ決定する。中期経営計画に基づいて年度経営計画を策定し、年度予算を予算管理規程に則り決定し、各部門はその目標達成に向け具体的施策を立案実行する。

- ② 取締役会および執行役員会・経営会議の決定に基づく業務執行については、執行役員制を採用して執行役員を置くことで執行責任を明確化し、執行役員の指揮・命令下で各部門が迅速に実行する。それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細については、社内規程に定める。
- (2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社はコンプライアンス(法令遵守)を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「コンプライアンス規程」を制定し運用すると共に、「中期経営計画の基本方針」に当社の全ての者が従うべき「行動規範・指針」として、「コンプライアンス(法令遵守)を優先し、よき企業市民として行動する」と定める。
 - ② 取締役会から選任されコンプライアンスをはじめリスク管理・情報セキュリティ管理・グループ管理等について監視するCSR委員会が、取締役・監査役・執行役員・従業員および国内外の子会社による法令・定款・規程および社会規範・倫理に対する逸脱を監視し、違反事実を発見した時には是正を要求してコンプライアンスを徹底する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社はリスク管理に関する規程類を制定し、CSR委員会が当社のリスク管理体制を監視する。
 - ② 当社は組織目標の達成を阻害する要因または損益に影響を与える組織内外の要因を分析し、予防策と低減策を予め準備して発生確率低減と被害最小化に努める。また火災や地震による油流出などの災害などに対しても、可能性を予め分析し発生確率低減と被害を抑制させる活動を安全衛生組織・防火組織・環境管理組織などを設けて推進し、事業継続に努める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役の職務執行に関わる情報を含め、社内規程およびマニュアルに基づき、法令・定款に則った情報・文書の管理を行う。情報・文書の管理にあたっては、社内規程に則って必要な管理を実施する。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

また情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定め、CSR委員会が当社ならびにグループ各社の情報管理体制を監視する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団管理の重要性を認識し、社内規程に基づき国内外の子会社を含め指導・管理を行うと同時に、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、 事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議する。

また、海外子会社については、毎年12月に実績報告・予算作成の検討会議を行う一方、本部長をはじめとして財務部等が業務監査を定期的に行う。 さらに、海外子会社には規模にかかわらず監査法人の会計監査を受けさせる。

- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員について
 - ① 当社は監査役からの要求により、監査役会を補助する事を専門の任務とする監査役室を設け、必要なスタッフの配属を保証する。
 - ② 上記の監査役室スタッフは、監査役以外のいずれの取締役・執行役員・ 従業員からの指揮命令を受けず、不当な干渉に対して拒絶しても何ら不利 益を受けないことを保証する。
- (7) 監査役への報告体制およびその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役へ報告する。
 - ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行 状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主 要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて執 行役員または従業員にその説明を求めることとする。
 - ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると ともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

<u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (平成24年3月31日現在)

資 産 の	部	負債の部
流 動 資 産	26, 283	流 動 負 債 19,782
現金及び預金	6, 286	支払手形及び買掛金 10,080
受取手形及び売掛金	12, 201	短 期 借 入 金 8,446
 有 価 証 券	76	未 払 法 人 税 等 53
商品及び製品	2,770	賞 与 引 当 金 236
		その他 966
仕 掛 品	2, 570	固 定 負 債 5,057
原材料及び貯蔵品	1,630	長期借入金 3,726
繰 延 税 金 資 産	152	繰 延 税 金 負 債 225
そ の 他	751	役員退職慰労引当金 395
貸 倒 引 当 金	△157	退職給付引当金 182
固定資産	10, 832	関係会社整理損失引当金 163
	·	資産除去債務 23 その他 340
有 形 固 定 資 産	8, 928	
建物及び構築物	3, 062	負債合計 24,840 純資産の部
機械装置及び運搬具	2, 336	純 資 産 の 部 株 主 資 本 14,115
土 地	3, 062	資 本 金 1,858
建設仮勘定	198	資本剰余金 1,844
その他	269	利 益 剰 余 金 10.754
·		自 己 株 式 △342
無形固定資産	148	その他の包括利益累計額 △2,020
投資その他の資産	1, 755	その他有価証券評価差額金 174
投資有価証券	1, 197	為替換算調整勘定 Δ2, 195
繰 延 税 金 資 産	164	少 数 株 主 持 分 180
そ の 他	393	純 資 産 合 計 12,275
資 産 合 計	37, 116	負債純資産合計 37,116

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

	科 目		金	額
売	上高			38, 196
売	上 原 価			33, 418
	売 上 総 利	益		4, 778
販	売費及び一般管理費			4, 085
	営 業 利	益		693
営	業 外 収 益			
İ	受 取 利	息	18	
	受 取 配 当	金	29	
	不 動 産 賃 貸	料	75	
	そのの	他	91	214
営	業 外 費 用			
	支 払 利	息	196	
	手 形 売 却	損	15	
	持分法による投資損	失	5	
	為 差	損	89	
	そのの	他	131	438
	経 常 利	益		469
特	別利益			
	固 定 資 産 売 却	益	33	
	投資有価証券売却	益	180	213
特	別損失			
	固 定 資 産 除 却	損	11	
	固 定 資 産 売 却	損	0	
	投資有価証券評価	損	2	
	会員権売却	損	0	
	退職給付制度改定	損	292	306
	税金等調整前当期純利	益		376
	法人税、住民税及び事業		137	
	法人税等調整	額	△58	78
	少数株主損益調整前当期純利			297
	少数株主利	益		37
	当 期 純 利	益		259

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

				株	主 資	本	
	資	本 会	È	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高		1, 858	3	1,844	10, 644	△341	14, 006
当期変動額							
当期純利益					259		259
自己株式の取得						△0	△0
剰余金の配当					△149		△149
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計		_		_	109	△0	109
当期末残高		1, 858	:	1, 844	10, 754	△342	14, 115

	その	その他の包括利益累計額			
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	350	△1,844	△1, 493	169	12, 682
当期変動額					
当期純利益					259
自己株式の取得					△0
剰余金の配当					△149
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	△175	△351	△526	10	△516
当期変動額合計	△175	△351	△526	10	△406
当期末残高	174	△2, 195	△2,020	180	12, 275

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称 事業報告「1.企業集団の現況」に記載しているため省略

しております。

(2) 非連結子会社の数 2社

主な非連結子会社の名称 オグラ・オブ・アメリカ・インコーポレーション

連結の範囲から除いた理由非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総

資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社お 2社

よび関連会社の数

持分法を適用した主な非連結子 オグラ・オブ・アメリカ・インコーポレーション 会社の名称

(2) 持分法を適用しない非連結子 1社

会社および関連会社の数

持分法を適用しない非連結子会 信濃機工株式会社

社および関連会社の名称

持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)お

よび利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽 微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分

法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オグラ・コーポレーション、オグラS. A. S. 、オグラ・インダストリアル・コーポレーション、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ、オグラクラッチ・マレーシアSDN. BHD、小倉離合機(東莞)有限公司、小倉離合機(無錫)有限公司、ティーム・エー・システム・コメルシオ・オートモーティボ・リミターダ、オグラクラッチ・タイランドCO. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結子会社の決算日と連結決算日との差異は3ヶ月以内であり、かつ、その期間における 取引は、連結計算書類に重要な影響を与えないため、当該連結子会社の事業年度に係る計算 書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 ……… 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの ………… 当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差

額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平

均法により算定しております。)

時価のないもの ……… 移動平均法による原価法

なお、債券については償却原価法

② デリバティブ取引 ……… 時価法

③ たな卸資産

商品・製品および仕掛品 … 主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づ

く簿価切下げの方法)

原材料 …………… 主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づ

く簿価切下げの方法)

貯蔵品 ………… 最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ………… 国内会社は、定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属

設備は除く)については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7~50年

機械装置等 2~15年

なお、10万円以上20万円未満の資産については、3年間

で均等償却する方法を採用しております。

在外子会社では利用可能期間を見積もった定額法を採用

しております。

無形固定資産 ……… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、国内会社はソフトウェア(自社利用分)について

は、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

を採用しております。

リース資産 ………… リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)の適用初年度開始前

のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法

に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 ……… 定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計

上しております。

賞与引当金 …………… 当社および連結子会社の一部では、従業員に対して支給 する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上

しております。

役員退職慰労引当金 ……… 当社および連結子会社の一部では、役員退職慰労金の支

給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上して

おります。

退職給付引当金 ………… 当社および連結子会社の一部では、従業員の退職給付に

備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務お よび年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末にお いて発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時 の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)

による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用

処理しております。

過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度より費用

処理しております。

関係会社整理損失引当金 … 関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該関係会社

の資産内容等を勘案し、損失負担見込額を計上しており

ます。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約 ………………… 為替予約は当社の在外子会社等に対する外貨建債権およ

び在外子会社の当社に対する債務について行っておりま

す。

連結計算書類においては、為替予約の対象債権債務が相 殺消去されることから、振当処理の要件を満たさなくな

るため、為替予約は時価により評価しております。

金利スワップ ………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしており

ますので、特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ······· デリバティブ取引 (為替予約および金利スワップ取引) ヘッジ対象 ····· 外貨建取引に係る債権債務および借入金に係る金利

ヘッジ方針

為替予約 …………… 当社においては、在外子会社等に対する外貨建売上取引

において為替予約を行っており、在外子会社においては、 当社からの円貨建の仕入取引について為替予約を行って

おります。

当該為替予約は、将来の為替リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ ………… 金利の変動にともなうリスクの軽減を目的としており、

投機的な取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約 ……………… 為替予約は、リスク管理方針に従って米ドル建の外貨建

債権残高の範囲内の金額で回収期日とほぼ同一期日の為替予約契約を締結しており、予約の締結時に当該予約を対象債権にそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動に対するヘッジ効果は完全に確保されており、ヘッジ会計の要件を満たしております。なお、決算日に

おける有効性の評価は省略しております。

金利スワップ ………… 特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略

しております。

その他のリスク管理方法のうち デリバティブ取引に関する社内規定に基づき取引を行っ ヘッジ会計に係るもの ております。

(5) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項 のれんおよび負ののれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償 却を行うこととしております。

(6) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(退職給付引当金)

当社は、適格退職年金制度を平成23年10月に確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用しております。

本移行に伴い、退職給付制度改定損292百万円を特別損失に計上しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は43百万円、繰延税金負債の金額は14百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は43百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	56百万円
計	56百万円
担保資産に対応する債務	
長期借入金	57百万円
計	57百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,364百万円

3. 偶発債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

信濃機工株式会社

0百万円

4. 財務制限条項

当社が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金216百万円(うち1年以内返済額216百万円)には次のとおり財務制限条項が付されております。これらに抵触した場合には、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

- (1) 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期比80%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、平成19年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。
- 5. 当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形

62百万円

6. 受取手形割引高および裏書譲渡高

180百万円

7. 直接減額方式による圧縮記帳額は、保険差益の圧縮記帳であり、その内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	9百万円
機械装置及び運搬具	25百万円
その他(工具器具備品)	1百万円
計	37百万円

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項ならびに自己株式の数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	15,533千株	-千株	-千株	15,533千株
合計	15,533千株	-千株	-千株	15,533千株
自己株式				
普通株式	538千株	2千株	-千株	540千株
合計	538千株	2千株	-千株	540千株

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

平成23年6月29日開催の第82回定時株主総会において次のとおり決議されました。

・株式の種類・配当金の総額・配当の原資・配当の原資・利益剰余金

・1株当たり配当額 10円

・基準日 平成23年3月31日・効力発生日 平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成24年6月28日開催予定の第83回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 119百万円・配当の原資 利益剰余金

・1株当たり配当額 8円

・基準日 平成24年3月31日・効力発生日 平成24年6月29日

金融商品に関する注記

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入より資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を 図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと に時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備支払手形はそのほとんどが1年以内の支払期日となっております。借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(4)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6, 286	6, 286	_
(2) 受取手形及び売掛金	12, 201	12, 201	_
(3) 有価証券	76	76	_
(4) 投資有価証券	936	936	_
(5) 支払手形及び買掛金	10, 080	10, 080	_
(6) 短期借入金	8, 446	8, 446	_
(7)未払法人税等	53	53	_
(8) 長期借入金	3, 726	3, 761	35
(9) デリバティブ取引	△51	△51	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格 又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(5) 支払手形及び買掛金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金、(8) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(9)デリバティブ取引

為替予約取引は先物為替相場によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	51
子会社株式	179
関連会社株式	31

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券、長期借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超
(1) 現金及び預金	6, 286	_	_	_
(2) 受取手形及び売掛金	12, 201	_	_	-
(3) 有価証券	76	_	_	_
(4) 長期借入金	_	3, 525	201	_

賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の連結子会社では、東京都その他において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は57百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、売却益は18百万円(特別利益に計上)、除却損は7百万円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸不動産の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度末の時価
当連結会計年度末残高	(百万円)
911	1,916

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

806円69銭

2. 1株当たり当期純利益

17円32銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産	カ 部	負債の部
流動資産	18, 512	流 動 負 債 15,385
現金及び預金	2, 577	支 払 手 形 7,147
受 取 手 形	2, 437	買 掛 金 1,798
売 掛 金	9,610	短 期 借 入 金 4,399
有 価 証 券	76	- 年内返済予定の 長期借入金 1,234
商品及び製品	340	リース債務 39
仕 掛 品	2, 211	未 払 金 367
原材料及び貯蔵品	319	未払法人税等 26
前払費用	47	未払消費税等 25
繰延税金資産	117	賞 与 引 当 金 212
未収入金	264	その他 134 固定負債 4.45 4
短期貸付金	280	固定負債 4,454 長期借入金 3,252
一	408	関係会社長期借入金 400
貸倒引当金		リース債務 187
	△179	繰延税金負債 101
	13, 183	退職給付引当金 102
有形固定資産	4, 771	役員退職慰労引当金 358
建物	1, 109	債務保証損失引当金 30
構築物	42	資産除去債務 21
機械及び装置	1, 362	負 債 合 計 19,840
車 両 運 搬 具	16	純 資 産 の 部 株 主 資 本 11,658
工具、器具及び備品	107	株 主 資 本 11,658 資 本 金 1,858
土 地	2, 075	資 本 剰 余 金 1,820
建設仮勘定	57	資本準備金 1,798
無形固定資産	44	その他資本剰余金 22
投資その他の資産	8, 367	利 益 剰 余 金 8,321
投資有価証券	932	利 益 準 備 金 354
関係会社株式	6, 090	その他利益剰余金 7,967
長 期 貸 付 金	1, 135	別 途 積 立 金 7,603
長期前払費用	39	繰越利益剰余金 364
敷金	172	自 己 株 式 △342 評価・換算差額等 196
その他	96	その他有価証券評価差額金 196
貸倒引当金	△98	純 資 産 合 計 11,855
資 産 合 計	31, 695	負債純資産合計 31,695

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

	—	斗		目			金	額
売		上		高				28, 072
売	上		原	価				25, 366
	売	上	総	利		益		2, 705
販	売 費 及	び —	般 管	理 費				2, 244
	営	業		利		益		461
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	18	
İ	受	取	配	当		金	88	
İ	為	替		差		益	65	
İ	そ		0)			他	32	204
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	106	
	手	形	売	却		損	14	
	貸 倒	引	当生	定 繰	入	額	6	
	支	払	補	償		費	84	
	そ		Ø			他	16	227
	経	常		利		益		438
特	別		利	益				
	固定	資	産	売	却	益	28	
	投 資	有 佃	i 証	券 売	却	益	167	
	債務仍	永証 損	失引	当 金	戻 入	額	5	201
特	別		損	失				
	固定	資	産	除	却	損	8	
	投 資	有 佃	証	券 評	価	損	2	
	会	員	雀	売	却	損	0	
	退 職	給付		度 改	定	損	292	303
	税引		当其			益		336
	法人私					税	11	
	法 人			景 付		額	△0	
		. 税	等	調	整	額	△24	△13
	当	期	純	利		益		349

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

									(1-124	. 177117
			株		主	資		本		
		資本剰余金		利益剰余金			金			
	資本金		7 0 14	<i>>h</i> r →		その他和	益剰余金	41 *	自代式	株主資 本合計
	貝平並	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金計	利益準備金	別途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利益剰余金計	株式	本合計
当期首残高	1, 858	1, 798	22	1,820	354	9, 803	△2, 035	8, 121	△341	11, 459
当期変動額										
当期純利益							349	349		349
自己株式の取得									△0	△0
別途積立金の取崩						△2, 200	2, 200			
剰余金の配当							△149	△149		△149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2, 200	2, 399	199	△0	199
当期末残高	1, 858	1, 798	22	1,820	354	7, 603	364	8, 321	△342	11,658

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	376	376	11, 835
当期変動額			
当期純利益			349
自己株式の取得			△0
別途積立金の取崩			
剰余金の配当			△149
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△179	△179	△179
当期変動額合計	△179	△179	19
当期末残高	196	196	11, 855

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券 ………… 償却原価法

(2) 子会社株式および

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの ………… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純

資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により

算定しております。)

時価のないもの ……… 移動平均法による原価法

なお、債券については償却原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品・製品および仕掛品 …… 先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)

(2) 原材料 ……… 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)

(3) 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……… 定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に

規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属 設備は除く)については定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産 ……… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同

一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内 における利用可能期間(5年)に基づく定額法によって

おります。

(3) 長期前払費用 ……… 定額法によっております。

なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同

一の基準によっております。

(4) リース資産 ………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に

準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(2) 賞与引当金 ・・・・・・・・・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給 見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金 ・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業 年度末において発生していると認められる額を計上して おります。

> 数理計算上の差異については、その発生時における従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理してお ります。

> 過去勤務債務については、その発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分 額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しておりま す。

(4) 役員退職慰労引当金 ········· 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末 要支給額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金 ……… 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態を勘案し、損失見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約 ………………… 為替予約については振当処理の要件を満たす場合は振当

処理を行っております。

金利スワップ ………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしており

ますので、特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… デリバティブ取引 (為替予約および金利スワップ取引)

ヘッジ対象 ……… 外貨建売上取引に係る債権および借入金に係る金利

(3) ヘッジ方針

為替予約 …………… 為替予約は、将来の為替リスクを回避することを目的と

しており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ ………… 金利の変動にともなうリスクの軽減を目的としており、

投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約 ……………… 為替予約は、リスク管理方針に従って米ドルおよびユー

ロ建の外貨建債権残高の範囲内の金額で回収期日とほぼ 同一期日の為替予約契約を締結しており、予約の締結時 に当該予約を対象債権にそれぞれ振当てているため、そ の後の為替相場の変動に対するヘッジ効果は完全に確保 されており、ヘッジ会計の要件を満たしております。な

お、決算日における有効性の評価は省略しております。

金利スワップ …… 特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略 しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき取引を行っております。

6. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(退職給付引当金)

当社は、適格退職年金制度を平成23年10月に確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用しております。

本移行に伴い、退職給付制度改定損292百万円を特別損失に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

17,432百万円

2. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

信濃機工株式会社 0百万円

オグラS. A. S. 26百万円

小倉離合機(東莞)有限公司 619百万円

オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ 82百万円

オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD.

417百万円

3. 財務制限条項

当社が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金216百万円 (うち1年以内返済額216百万円) には次のとおり財務制限条項が付されております。これらに抵触した場合には、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

- (1) 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期比80%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、平成19年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。
- 4. 期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 129百万円

割引手形 410百万円

5. 受取手形割引高 990百万円

6. 直接減額方式による圧縮記帳額は、保険差益の圧縮記帳であり、その内訳は次のとおりであります。

建物 9百万円 機械及び装置 25百万円 工具器具備品 1百万円

計 37百万円

7. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権 9.087百万円

(2) 長期金銭債権 1,135百万円

(3) 短期金銭債務 1,119百万円

(4) 長期金銭債務 400百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 売上高 19,702百万円

2. 仕入高 2,658百万円

3. 営業取引以外の取引高 95百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普 通 株 式	538千株	2千株	-千株	540千株

(注) 自己株式の数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

(繰延税金資産)	
株式評価損等	273
繰越欠損金	256
役員退職慰労引当金	126
貸倒引当金	102
減損損失累計額	93
その他	228
繰延税金資産小計	1,082
評価性引当額	△964
繰延税金資産合計	117
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△101
繰延税金負債合計	△101
繰延税金資産の純額	15

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の 内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3. 2
住民税均等割等	3.3
税制改正による影響額	11.7
評価性引当額の増減額	△53. 4
受取配当金	△8.8
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.0%

3. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が

行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は39百万円、繰延税金負債の金額は14百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は39百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及	及び装置	957百万円	773百万円	184百万円
工具署	器具備品	44	40	3
合	計	1,001	813	188

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	113百万円
1年超	89百万円
会計	202五年田

3. 事業年度の末日における支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	156百万円
減価償却費相当額	149百万円
支払利息相当額	6百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	事業の内容 または職業	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主	第一共栄ビル㈱	被所有直接	建物等の賃貸および当社製品の	建物の賃借 広告宣伝費 の支払	75 18	敷金	142
		14.70	販売等	製品の売上	43	ı	1

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 1. 賃借料については、3年ごとに近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しており ます。
 2. 広告宣伝費については、広告媒体としての効果や原価等を勘案の上、契約により決定

2. 子会社および関連会社

	より民生五正						
属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有) 被 所 有) 割 合(%)	事業の内容または職業	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東洋クラッチ㈱	直接	当社製品の販売等	製品の売上 (注1)	18, 926	売掛債権	8, 386
丁云江	来件グラダブ(M)	100.00	当任袋品の販売等	資金の借入 (注4)	_	長期借入金	400
子会社	オグラ・インダストリ アル・コーポレーシ ョン	直接 80.00	当社製品の販売等	製品の売上 (注1)	1,015	売掛債権	474
子会社	東京精工㈱	直接 100.00	輸送機器用クラッ チの製造販売等	部品の仕入 (注2)	797	仕入債務	349
子会社	小倉離合機	直接	輸送機器用クラッ	資金の貸付 (注3)	_	長期貸付金	400
1 811	(東莞) 有限公司	100.00	チの製造販売等	債務の保証 (注5)	619	_	ı
子会社	オグラクラッチ・タ イランドCO., LTD.	011.00	輸送機器用クラッチ の製造販売等	債務の保証 (注5)	417	_	_
関連会社	信濃機工㈱	直接 34.38	輸送機器用および 一般産業用・マイ クロクラッチの製 造販売等	部品の仕入 (注2)	1, 162	仕入債務	516

- (注) 取引条件および取引条件の決定方針等
- 1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交 渉の上、他の代理店と同様に決定しております。
- 2. 部品の仕入については、複数の取引先から見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して 当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
- 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案の上、合理的に決定しております。
- 4. 資金の借入については、市場金利を勘案の上、合理的に決定しております。
- 5. 金融機関からの借入について、債務保証を行っております。また、取引金額には金融 機関からの借入残高を記載しております。

なお、売掛債権および仕入債務の取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

3. 役員および個人主要株主等

属	性	会社等の名称または氏名	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役	員	桐生建設㈱	_	_	土地建物の購 入	42	-	

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 1. 購入価額については、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて決定しております。
- 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。
- 3. 上記の土地建物の購入取引は、福利厚生施設としての使用を目的としており、桐生建設㈱との取引でありますが、元々は当社代表取締役社長小倉康宏が所有していた物件であったため、当該取引を開示しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

790円71銭

2. 1株当たり当期純利益

23円34銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月23日

小倉クラッチ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小倉クラッチ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示 するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月23日

小倉クラッチ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小倉クラッチ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針・監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門・財務部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

平成24年5月30日

小倉クラッチ株式会社 監査役会

常勤監査役 金 子 太 一 即

社外監査役 岩 崎 栄 岏 印

社外監査役 隈 元 慶 幸 印

DJ F

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、各期の業績に対応しつつ、将来の利益確保のため内部留保を充実させ、設備投資その他の経営活動資金として有効活用を図り、企業体質を強化して将来的な収益の向上を通して株主の皆様に中・長期的な安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

上記の基本方針ならびに当社を取り巻く経営環境、今後の事業展開のための内部留保等を勘案した結果、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の期末配当金につきましては次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 普通株式1株につき金8円 総額119,945,088円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月29日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役岩崎栄岏および限元慶幸の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	略 歴 、 (重 要	当社における地位な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数	
	いわ さき よし たか 岩 崎 栄 岏 (昭和11年10月15日生)	平成5年7月	高崎税務署長		
1		平成7年8月	日本税理士会連合会入会	0株	
		平成7年9月	税理士開業		
		平成19年6月	当社社外監査役 (現任)		
	〈* もと よし ゆき 隈 元 慶 幸 〈昭和37年12月26日生)	平成6年4月	弁護士登録(東京弁護士会)		
2		平成13年4月	堀裕法律事務所入所(現・堀総	0株	
			合法律事務所) (現任)		
		平成19年6月	当社社外監査役 (現任)		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外 監査役候補者であります。

なお、当社は岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1) 岩崎栄岏氏

会社の経営に関与したことはありませんが、現在当社の社外監査役であり、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見および経験を有しており、その専門的見地から、これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保、また当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても当社の継続的な成長を可能とする企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいておりますので、今後もこれまで以上に当社監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 隈元慶幸氏

会社の経営に関与したことはありませんが、現在当社の社外監査役であり、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、その専門的見地から、これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保、また当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても当社の継続的な成長を可能とする企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいておりますので、今後もこれまで

以上に当社監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いする ものであります。

- 4. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 5. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- 6. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭 その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 7. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の 配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 8. 岩崎栄岏および隈元慶幸の両氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは 事業の譲受により当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業 務執行者であったことはありません。

以上

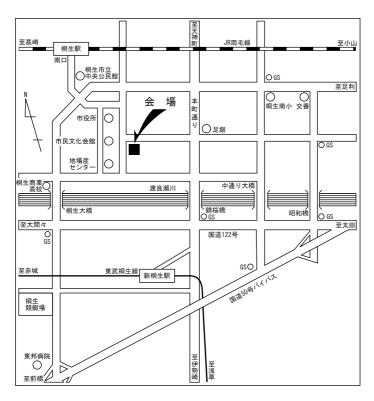
ኦ	-

株主総会会場ご案内図

場 所: 〒376-0023 群馬県桐生市錦町三丁目1番25号

桐生商工会議所会館6階『ケービックホール』

電話(0277)45-1201



交 通: JR両毛線桐生駅より約1.0km 東武桐生線新桐生駅より約1.5km